

木造住宅耐震診断の概要

1 木造住宅耐震診断の概要

1 - 1 主 旨

老朽化した木造住宅は、大規模地震により倒壊の危険性が高く、倒壊によって人命を失わないためにも、早期に住宅の耐震化を図る必要がある。

このことから、愛媛県、特定行政庁及び関係団体は、老朽木造住宅の耐震診断の円滑な実施を支援するため、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」の作成等、耐震診断の推進体制を整備する。市町村は、事業主体として「木造住宅耐震診断事業」を実施し、耐震性能の情報提供を行うことにより、既存の木造住宅の耐震化を促進する。

1 - 2 推進体制

(1) 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル

愛媛県、特定行政庁及び建築関係団体で構成する「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」は、耐震診断の精度を確保するため、調査・点検方法、調査結果の評価方法、報告書の作成要領等を編集した「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成するとともに、耐震診断報告書を評価する機関を協議会内に設ける。

<参照基準>：「木造住宅の耐震診断と補強方法」監修：国土交通省住宅局

発行：(財)日本建築防災協会

(2) 木造住宅耐震診断講習会

愛媛県は、木造住宅耐震診断に関して専門的な知識を有する耐震診断技術者を養成するため、木造住宅耐震診断講習会を開催する。

<対 象 者>：建築士法の規定に基づき愛媛県に登録している一級・二級及び木造建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）に所属し、一級・二級及び木造建築士（以下「建築士」という。）の資格を有する者

<テキスト>：愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル

<修 了 証>：講習終了後、「木造住宅耐震診断講習修了証」を交付

(3) 木造住宅耐震診断事務所の登録

愛媛県は、老朽木造住宅の耐震診断への市町村による助成制度を支援するため、耐震診断の実務を担う建築士事務所の登録を行う。

<申 請 者>：市町村が実施する木造住宅耐震診断事業による木造住宅耐震診断を木造住宅等の所有者から受託しようとする建築士事務所の開設者

<登録通知>：所属建築士の内、1名以上が「木造住宅耐震診断講習修了証」を有し、耐震診断に対し必要な機材を保有している等の要件に適合すると認められた場合は、「木造住宅耐震診断事務所登録名簿」に登録するとともに、申請者に通知する。

1 - 3 木造住宅耐震診断事業

次の対象住宅の所有者が木造住宅耐震診断マニュアルにより実施する耐震診断について、市町村は、費用の一部について補助をする。

<対象住宅>：昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅（在来軸組工法の戸建ての住宅（併用住宅及び借家を含む。））